

# 公益財団法人日本スポーツ協会個人情報の保護に関する監査規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「本会」という。)における個人情報保護に係る監査について、本会個人情報保護方針および個人情報保護規程に基づく基本規程であり、適正に実施することを目的とする。

### (定義)

第2条 規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 監査人

監査責任者およびその指名する者で、個人情報保護に関する監査業務を実施する者の総称

(2) 被監査部門

個人情報の取扱いを行っている部門等で、監査人によって監査を受ける組織

(3) 指摘事項

監査の結果、監査人が問題があると判断した事項

(4) 改善勧告

指摘事項のうち、被監査部門に対して改善を要すると判断した事項に関する勧告

### (対象範囲)

第3条 監査を受ける対象範囲は、次のとおりとする。

(1) 部門

個人情報を取扱っている本会内の各組織

(2) 業務

業務の遂行過程において、個人情報を取扱っている各々の職務分野

(3) 情報システム

個人情報の処理を取扱っている情報システム系全般

### (監査時期)

第4条 監査の実施時期は、次のとおりとする。

- 1 運用状況の監査は、12ヶ月以内の間隔で定期的実施する。
- 2 その他必要に応じて随時に監査を実施する。

## 第2章 実施体制及び実施方法

### (実施体制)

第5条 監査責任者は、会長と相談のうえ、複数の監査人による監査実施体制を編成することができる。

### **(実施計画)**

第6条 監査責任者は、各年度の始めに監査の実施について年度基本計画書を取りまとめ、会長の承認を受け監査を実施しなければならない。ただし、監査責任者が緊急に監査の必要性があると判断した場合は、当該年度基本計画書以外の範囲で監査を実施することができる。

2 監査責任者は、各年度始めに年度基本計画書の写しを従業者に配布しなければならない。

### **(監査通知)**

第7条 監査責任者は、監査の実施の2週間以上前に被監査部門の長に対して通知しなければならない。ただし、緊急に監査の必要性があると判断した場合は、この限りではない。

### **(監査実施)**

第8条 監査は、基本計画書に基づき原則として、書類調査のほか現場調査により実施するものとする。

### **(監査報告)**

第9条 監査責任者は、監査報告書を作成し会長へ報告するとともに、その写しを被監査部門の長および必要に応じて関係業務の責任者に配布しなければならない。

2 監査責任者は、必要な場合、被監査部門およびその関係者に対して、監査報告書に基づく報告会を開催するものとする。

### **(監査責任者の責務)**

第10条 監査責任者は、監査に係わるすべての事項を統括し監査人を代表するものとする。

2 監査責任者は、監査実施後、速やかに監査報告書を作成し所定の関係者にそれを配布しなければならない。

3 監査責任者は、指摘事項、改善勧告がある場合は、監査報告書にそれを的確に記載しなければならない。

4 監査責任者は、自らの判断に対する根拠を明らかにしなければならない。

### **(監査責任者の権限)**

第11条 監査責任者は、監査の実施にあたって被監査部門へ資料の提出を求めることができる。

2 監査責任者は、改善勧告に関連して会長が被監査部門に改善を命令した事項について、当該被監査部門からその実施状況の報告を求めることができる。

### **(守秘義務)**

第12条 監査人は、監査の実施により知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、その職務を離れた後も存続するものとする。

**(倫理)**

第13条 監査人は、客観的な評価者としての立場を堅持しなければならない。

2 監査人は、職務上の倫理的要請を自覚し、的確かつ誠実に監査を実践しなければならない。

**(外部委託)**

第14条 監査を外部の監査企業等に委託する場合は、契約書に監査方法、守秘義務、その他監査の公平性と客観性の維持の条項を定め、適正な監査の委託を実施しなければならない。

**第3章 雑則**

**(見直し)**

第15条 監査責任者は、会長と相談の上、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に本規程の改廃を個人情報保護管理者に指示することができる。

附則1

1 本規程は、平成17年3月22日から施行する。

附則2

1 本規程は、平成18年12月21日から施行する。

附則3

1 本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

附則4

1 本規程は、平成30年4月1日から施行する。